
水資源長期需給計画の策定趣旨

§ 計画の策定趣旨

水は生命の根元であり、生活の基盤をなす基本的な資源である。

水資源は、潤いある豊かな県民生活や地域の発展に不可欠な資源であり、この計画的・先行的な確保と保全是極めて重要である。

現行の「水資源長期需給計画」は、平成6年に岐阜県第五次総合計画に基づき策定し、これにより計画的な水資源の確保や保全など総合的な水の施策を進めてきたところである。

しかし、計画策定後の社会情勢は、情報化・技術革新の進展などにより著しい変化を遂げつつあると共に、県人口の動向、生活水準の向上、生活様式の変化など水資源を取り巻く状況は大きく変化している。

一方で、近年は少雨化傾向にあり、水資源開発施設については計画時点の水量を安定的に供給できなくなっており、平成6年をはじめ湧水が頻発している。地下水利用の多い地域においても、過剰な地下水揚水などが原因で地盤沈下が発生しており、異常湧水や地盤沈下、地下水汚染に対して水利用の安定性の確保が求められている。

また、水資源の開発には長期間を要することから、長期的な視点に立った水資源を取り巻く環境の変化を予測し、将来に向けて安定した水資源を確保していくことが今後ますます重要になっている。

こうしたことを踏まえ、長期的・広域的な視野に立ち、県土の発展、豊かな県民生活を支える水資源の確保など水需給の長期的安定を図ることを目的として、本計画を策定するものである。

なお、この計画は、県全域及び各地域としての水需要動向を全体的・統一的な視点で把握し、その需給バランスについて広域的・長期的な観点から検証するものであり、実際の各事業者等が、それぞれの事象、事情に基づいて行う個別の水需給計画等とは必ずしも一致するものではない。

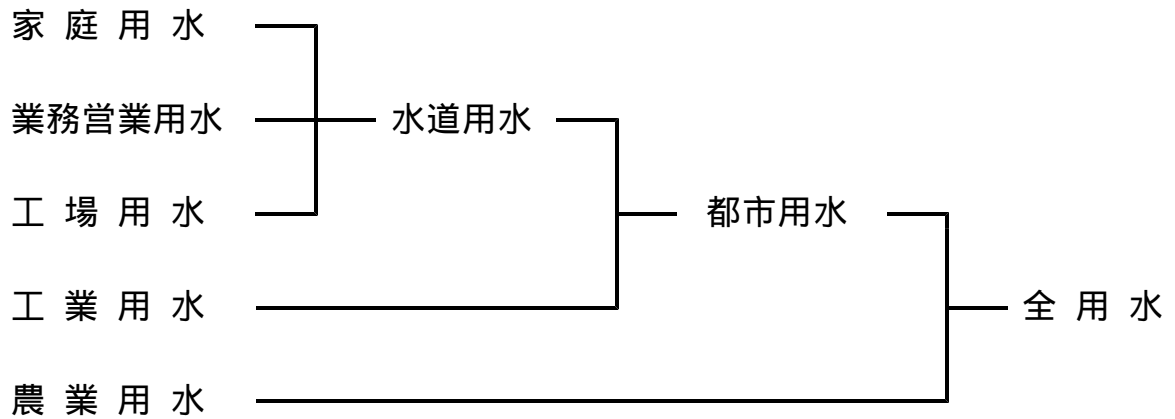
§ 計画対象地域区分

計画対象地域としては、地域別水需給を把握するため、県内を岐阜地域、大垣地域、可茂・益田地域、東濃地域、飛騨地域の5地域に区分する。



§ 計画対象用水

水需要は、その用途別利用形態から水道用水、工業用水、農業用水の3つに区分される。水道用水は、さらに家庭用水、業務営業用水、工場用水に区分される。また、水道用水と工業用水とを合わせて都市用水とする。



§ 計画の基準

1 基準年及び目標年

本計画の計画基準年は、平成10年(1998年)である。また、目標年は平成27年(2015年)とする。